

# 福岡県立早良高等学校 同窓会規約

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は福岡県立早良高等学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は事務局を福岡市早良区小笠木403：福岡県立早良高等学校内に置く。
- 第3条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、母校の振興及び発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。
- (1) 総会の開催
  - (2) 同窓会会員名簿の管理
  - (3) 同窓会会報誌「早魂」の発行
  - (4) 創立記念事業
  - (5) 母校事業の援助
  - (6) その他本会の目的達成のための事業
- 第4条 本会は次の会員をもって構成する。
- (1) 会員 福岡県立早良高等学校の卒業生
  - (2) 特別会員 福岡県立早良高等学校の職員及び旧職員

## 第2章 役 員

- 第5条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名 (2) 副会長 3名以内 (3) 書記 2名以内
  - (4) 会計 2名 (5) 会計監査 2名 (6) 事務局長 1名
  - (7) 名誉会長 1名 (8) 顧問 若干名
- 会計2名のうち1名は、母校在勤職員とする。
- 第6条 役員を選任は次の通りとする。
- (1) 会長、副会長、書記、会計、会計監査は会員中より役員会において選出し、総会の承認を得る。
  - (2) 事務局長は会員中より役員会で図り、会長が委嘱する。
  - (3) 名誉会長は母校校長とする。
  - (4) 顧問は歴代会長とする。
- 第7条 役員職務は次の通りとする。
- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の際はその会務を代理、代行する。
  - (3) 書記は諸会議の記録をとる。
  - (4) 会計は会の会計事務を担当する。
  - (5) 会計監査は毎年度、会計を監査し、総会に報告する。
  - (6) 事務局長は事務局の業務を総括する。
  - (7) 名誉会長並びに顧問は本会の諮問に応じる。

第8条 本会役員の任期は3年とし、重任を妨げない。  
ただし、本人の事情により同窓会の業務に支障をきたすと判断した場合は、臨時役員会により承認されれば解雇することができる。

### 第3章 幹 事 ・ 評 議 員

第9条 幹事は卒業クラス毎に会員の相互により2名選出し、本会に報告する。  
幹事は卒業年次別の会員の連絡、調整に当たる。

第10条 評議員は各卒業年次の幹事の互選により各年次1名選出し、本会に報告する。  
評議員は評議員会を構成し、その付託事項を処理する。

### 第4章 組 織

第11条 本会に次の部署を設置する。

(1) 事務局 (2) 広報部 (3) 事業部 (4) 企画運営部

第12条 各部署の任命は次の通りとする。

(1) 各部長の任命については、役員会で図り、会長が委嘱する。

(2) 事務局長、広報部長、事業部長、企画運営部長は、局員、実行委員を若干名選ぶことができる。なお、役員会の承認を必要とする。

(3) 事業部長、企画運営部長は、役員（会計監査は除く）相互に兼ねることができる。

第13条 各部署の職務は次の通りとする。

(1) 事務局は事務全般の業務、諸会議の連絡をする。

(2) 広報部は同窓会会報誌「早魂」の編集及び広報活動を推進する。  
並びに同窓会ホームページの運営、管理を行う。

(3) 事業部は母校活性化支援事業の企画、運営を行う。

(4) 企画運営部は懇親会の企画、運営及び実行委員への連絡、調整を行う。

### 第5章 会 議

第14条 本会の運営を円滑にするため、総会、役員会、評議員会、幹事会を置く。

第15条 定期総会は本会の最高決議機関で、毎年1回開催し、役員を選任、予算、決算、規約改正及びその他の会務報告を行う。また、臨時総会は会長が必要と認めた場合、会長が招集する。

第16条 役員会は執行機関であり、会長、副会長、書記、会計、事務局長、をもって構成し、予算、決算、規約改正案の作成及び会務執行に必要な事項を審議し処理する。会長が随時必要な時に、これを招集し議長となる。また、必要に応じて、広報部長、事業部長、企画運営部長を招集することができる。

第17条 評議員会は総会に継ぐ決議機関であり、評議員をもって構成し、予算、決算、規約改正、その他会務に必要な重要事項を審議決定する。また、必要に応じて、会長がこれを招集する。

第18条 幹事会は幹事をもって構成し、卒業年次別の会員の連絡、調整に当たる。

第19条 本会の会議の決議は、出席者の過半数で決する。可否同数のときは、議長が決定する。

## 第6章 会 計

第20条 本会の経費は会費、寄付金、その他雑収入をもって充てる。

第21条 本会の会費は卒業時に22,000円納入され、それをもって終身会員とする。

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 付 則

第23条 本会の規約の制定、改廃は総会において承認を必要とする。

第24条 この規約の制定及び施行年月日は次のとおりである。

- (1) 制定 平成元年3月7日
- (2) 改正施行 平成3年8月13日
- (3) 改正施行 平成17年8月7日
- (4) 改正施行 平成20年8月10日
- (5) 改正施行 平成21年8月9日
- (6) 改正施行 平成28年8月14日
- (7) 改正施行 平成29年8月11日
- (8) 改正施行 令和元年8月3日
- (9) 改正施行 令和5年8月6日